

## 魚津市三世代同居・近居推進事業について(Q&A)

Q1 三世代世帯とは？

A1 魚津市に居住する、親世代、子世代、孫世代以上の世代で構成される世帯をいいます。ただし、孫世代は夫婦である必要があります。

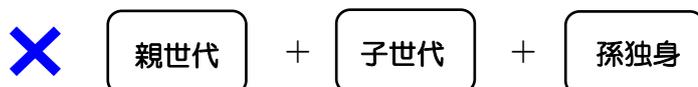


<例>

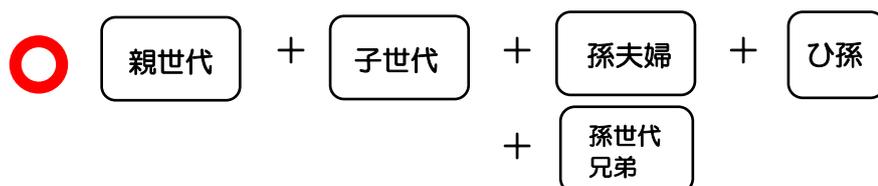
※親世代・子世代は、単身でも夫婦でも対象になります。



※孫世代はご夫婦でなければなりません。



※孫世代の兄弟や孫世代の子など三世代以外の世帯員がいてもOKです。



Q2 三世代同居とは？

A2 同一住所に住民登録をし、実際にそこに住んでいる三世代世帯をいいます。



一つ屋根の下  
で住んでいる

または



住所が同じで、二世帯住宅や隣  
接する家に住んでいる

Q3 三世代近居とは？

A3 同じ行政区内または、直線距離 500mの範囲内に住民登録をし、実際にそこに  
住んでいる三世代世帯をいいます。

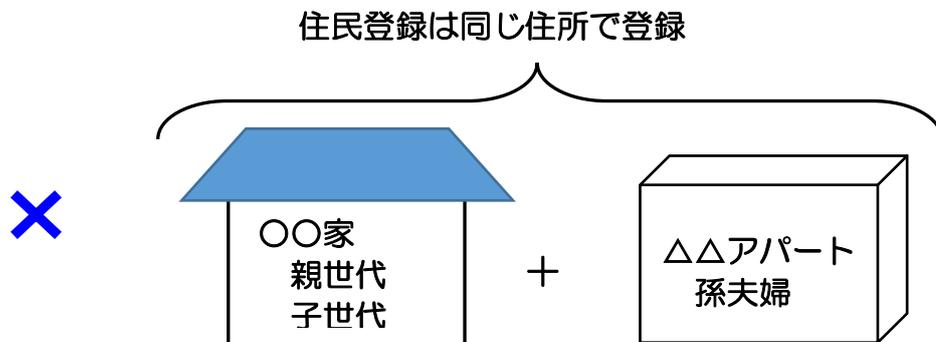


同じ行政区または  
直線距離 500m以内に住んでいる



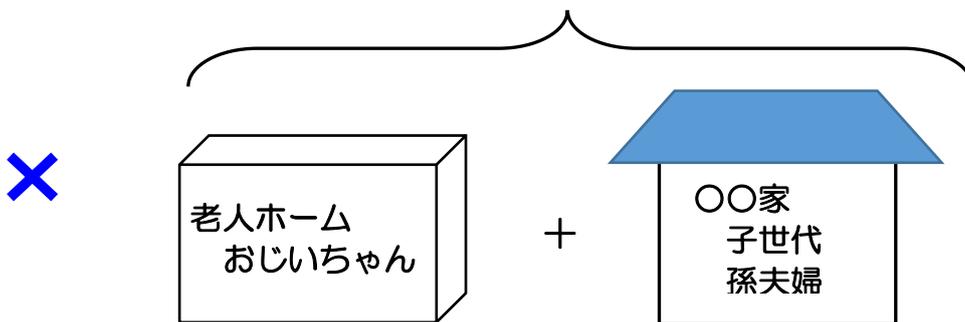
<同居・近居共通の例>

※住所が同じだけど実際はそこに住んでいない場合は対象外です。



孫世代夫婦がアパートに住んでいる。

住民票上は同じ住所で登録



親世代であるおじいちゃんが老人ホームに入所している。



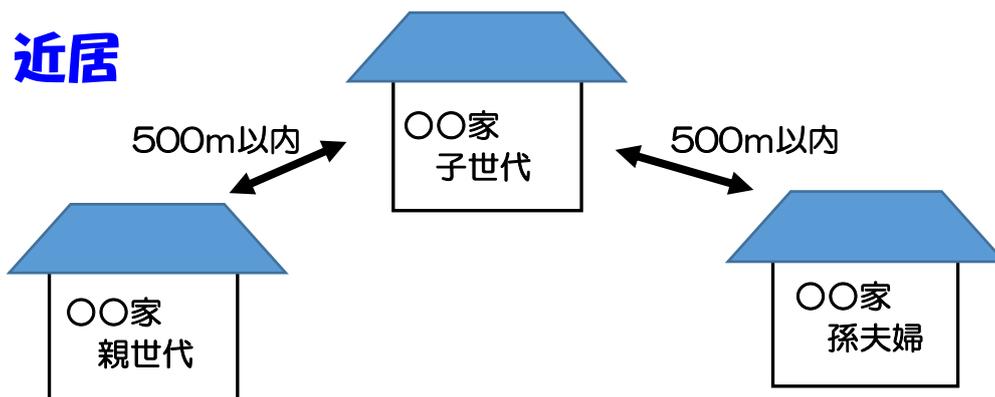
<同居・近居の例>

※家が2件並んで建っていても住所番が違う場合は近居になります。

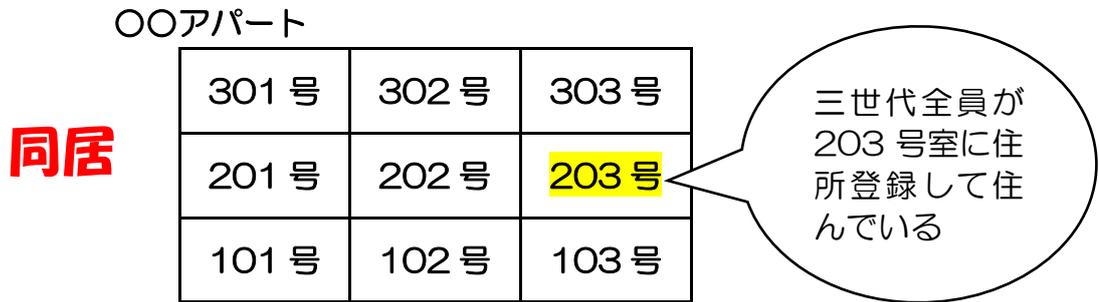
2件並んで建っているけど・・・



※三世代がそれぞれ別で住んでいても直線距離 500m以内であれば近居になります。



※三世代全員が同じアパートの同じ部屋番号に住んでいる場合は同居となります。



※三世代全員が同じアパートだが別の部屋に住んでいる場合は近居となります。

